

ジャパニーズウイスキーの表示に関する基準施行にあたって

日本で本格的なウイスキーづくりが始まって、100年になろうとしている現在、日本のウイスキーづくりは、世界中の多くの方々に支持されています。

ただここ数年、外国産の原酒のみを使用したウイスキーをジャパニーズウイスキーとして、輸出販売する、また日本の酒税法上ウイスキーとは言えないブランドが海外においてウイスキーとして販売されるなど、お客様に一部混乱を招いているとも認識しています。

日本のウイスキー造りの歴史を紐解いてみますと、異国の地にウイスキーづくりを学んだ先人達の努力は、日本の豊かな自然で育まれたウイスキー原酒づくりや、日本独自のブレンド技術を生み出しましたが、日本のウイスキーは元々スコッチウイスキーを手本に製造が始まりました。スコッチでは多数ある蒸溜所間で原酒を交換することで多様なタイプの原酒を確保し、それらを自社原酒にブレンドすることで商品の開発や品質を維持していくことが一般的に行われています。一方、日本ではこのように原酒交換を行う習慣はないため、各製造者がしのぎを削りながら切磋琢磨して自社で多様な原酒を造り分ける技術を確立すると共に、海外に蒸溜所を所有する、あるいは海外からの輸入原酒を活用することで、繊細な味覚と巧みなブレンド技術により美味しい日本のウイスキーを提供してきました。こうした発展がまさに日本におけるウイスキーづくりの歴史、伝統、文化であることは言うまでもありませんし、その努力が多くの日本人の飲酒文化を豊かにし、世界の人々に支持されていることは、我々、日本洋酒酒造組合に集う製造者にとって誇りであり、多くの先人達の努力の賜物と感謝して止みません。

そこで日本洋酒酒造組合としては、これまで培ってきたウイスキーづくりの評価を毀損することなく、ジャパニーズウイスキーの定義を明確化し、国内外に明らかにすることによってお客様の混乱を避けるとともに、日本で独自に進化してきたウイスキーの価値を引き続きお客様に訴求することで、さらなる業界発展に繋がりたいと考え、議論を進めてきました。

以下にその自主基準を示します。

2021年2月 日本洋酒酒造組合理事長

# ウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準

制定 2021年2月12日

日本洋酒酒造組合

## 第1条(目的)

このウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準(以下「本基準」という。)は、ウイスキーにおける特定の表示に関する事項を定めることにより、国内外の消費者の適正な商品選択に資することで消費者の利益を保護し、事業者間の公正な競争を確保するとともに品質の向上を図ることを目的とする。

## 第2条(用語の定義)

本基準における用語の定義は、別に定めるものを除き、酒税法(昭和28年法律第6号)、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。)、ウイスキーの表示に関する公正競争規約(昭和55年8月7日公正取引委員会告示第22号制定)及びウイスキーの表示に関する公正競争規約施行規則(昭和55年7月30日公正取引委員会承認・制定)による。

## 第3条(適用範囲)

本基準は、事業者が日本国内において販売するウイスキー及び日本から国外向けに販売するウイスキーについて適用する。

## 第4条(法令等の規定に基づく表示)

事業者は、本基準によるほか、酒類業組合法、食品表示法(平成25年法律第7号)等の表示に関する法令により、ウイスキーについて表示が義務付けられている事項については、それらの定めるところにより、適正に表示するものとする。

## 第5条(特定の用語の使用基準)

次の表の左欄に掲げるウイスキーの特定の用語の表示は、当該ウイスキーがそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるときに限り、当該ウイスキーに表示することができるものとする。

特定の用語	製法品質の要件		
ジャパニーズウイスキー	原材料	原材料は、麦芽、穀類、日本国内で採水された水に限ること。 なお、麦芽は必ず使用しなければならない。	
	製法	製造	糖化、発酵、蒸留は、日本国内の蒸留所で行うこと。 なお、蒸留の際の留出時のアルコール分は95度未満とする。
		貯蔵	内容量700リットル以下の木製樽に詰め、当該詰めた日の翌日から起算して3年以上日本国内において貯蔵すること。
		瓶詰	日本国内において容器詰めし、充填時のアルコール分は40度以上であること。
その他	色調の微調整のためのカラメルの使用を認める。		

- 2 特定の用語は、「ジャパニーズ」と「ウイスキー」の文字を統一かつ一体的に表示するものとし、「ジャパニーズ」と「ウイスキー」の文字の間を他の用語で分断して表示することはできない。

- 3 第1項に定める製法品質の要件に該当するウイスキーについては、公正競争規約に則り表示することができるウイスキーのタイプ名を示す用語を特定の用語に併せて使用できるものとする。

第6条(特定の用語と誤認される表示の禁止等)

第5条に定める特定の用語の表示は、日本ウイスキー、ジャパンウイスキー等の同義語で表示する場合、外国語に翻訳して表示する場合又は、種類、タイプ、型若しくは風等の表現を行う場合であっても第5条に定める製法品質の要件に該当しないときは表示することができない。

- 2 事業者は、第5条に定める製法品質の要件に該当しないウイスキーについて、次の各号に定める表示をしてはならない。ただし、第5条に定める製法品質の要件に該当しないことを明らかにする措置をしたときは、この限りでない。

一 日本を想起させる人名

二 日本国内の都市名、地域名、名勝地名、山岳名、河川名などの地名

三 日本国の国旗及び元号

四 前各号に定めるほか不当に第5条に定める製法品質の要件に該当するかのように誤認させるおそれのある表示

- 3 事業者は、日本国の酒税法上ウイスキーに該当しない酒類にウイスキーであるかのように誤認されるおそれのある表示をしてはならない。また、ウイスキーであるかのように誤認されるおそれのある表示をした酒類を販売する者に酒類を供給し若しくは供給に協力してはならない。

第7条(基準の運用)

本基準は、日本洋酒酒造組合が運用するものとし、基準の解釈、特定の用語の表示方法に疑義があるときは、理事会の決議により付託された委員会において審議するものとする。

附則

第1条(施行日)

本基準は、2021年4月1日から施行する。

第2条(経過措置)

2021年3月31日以前に事業者が販売するウイスキーについて、第5条に定める特定の用語を表示してきたとき(第6条第1項に定める表現で表示してきたときを含む。)又は第6条第2項各号に定める表示をしてきたときは、2024年3月31日までの間、当該表示してきたウイスキーに限り、なお従前の例によることができる。